

輯編部報情閱之

行發日十二月

靖國神社

臨時大祭を迎へて

實現する國營職業紹介所

庶民金庫の話

山西の殘敵掃蕩進

獨壟合併後の歐洲政局

陸軍省新聞局

五
錢

—號九十七第—



ପାତ୍ରକାଳୀନ ପାତ୍ରକାଳୀନ
ଜ୍ୟୋତିଷକାଳୀନ ପାତ୍ରକାଳୀନ

輯編部報情閣內

報 開

行發日十二月四

昭和十一年十月一一日第▲種郵便物認可
(毎週二回水曜日發行)

靖國神社

臨時大祭を迎へて

(陸軍省新聞班
海軍省軍事普及部)

實現する國營職業紹介所

(厚生省社會局)

庶民金庫の話(天藏省)

山西の殘敵掃蕩進む(陸軍省新聞班)

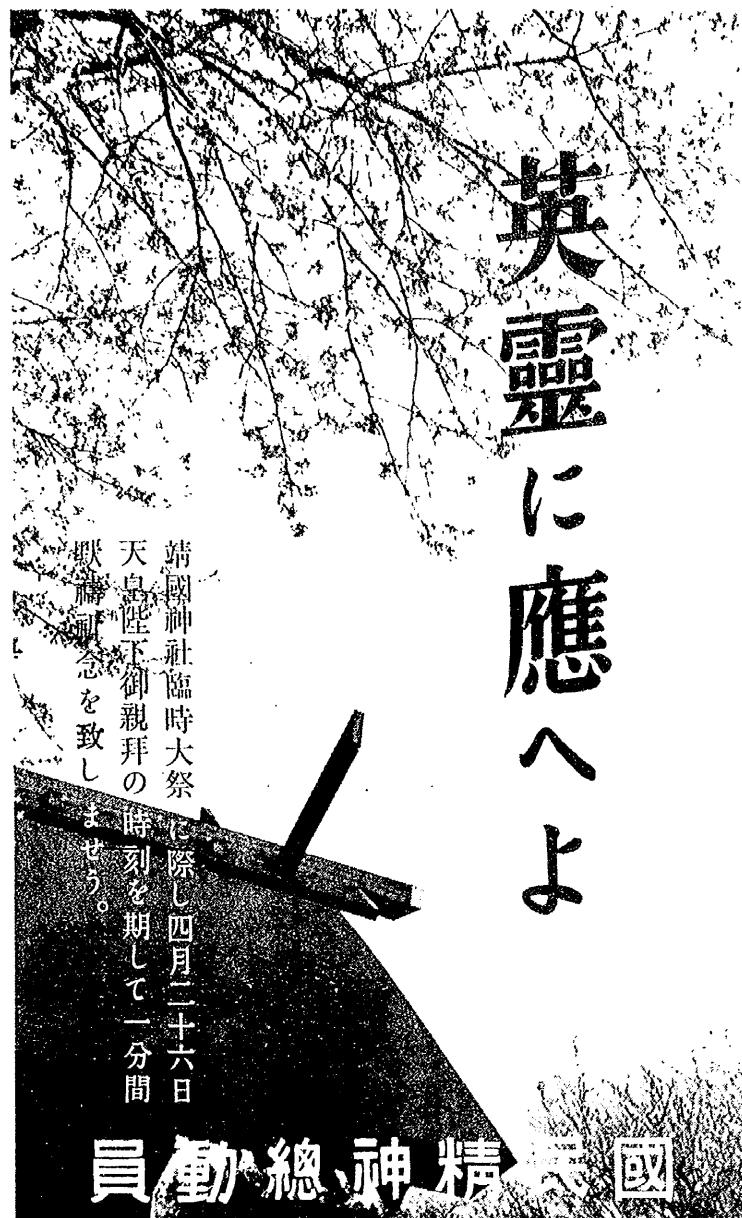
獨塊合併後の歐洲政局

(外務省情報部)

五
錢

—(號九十七第)—

露光量違いにより重複撮影



週報 第七十九號

靖國神社臨時大祭を迎へて.....

(陸軍省新開班
海軍省海軍軍事普及部)

實現する國營職業紹介所.....

(厚生省社會局)

職業紹介事業の躍進.....

(五)

庶民金庫の話.....

(大藏省)

山西の殘敵掃蕩進歩.....

(陸軍省新聞班)

近畿、錦、海軍館.....

(三)

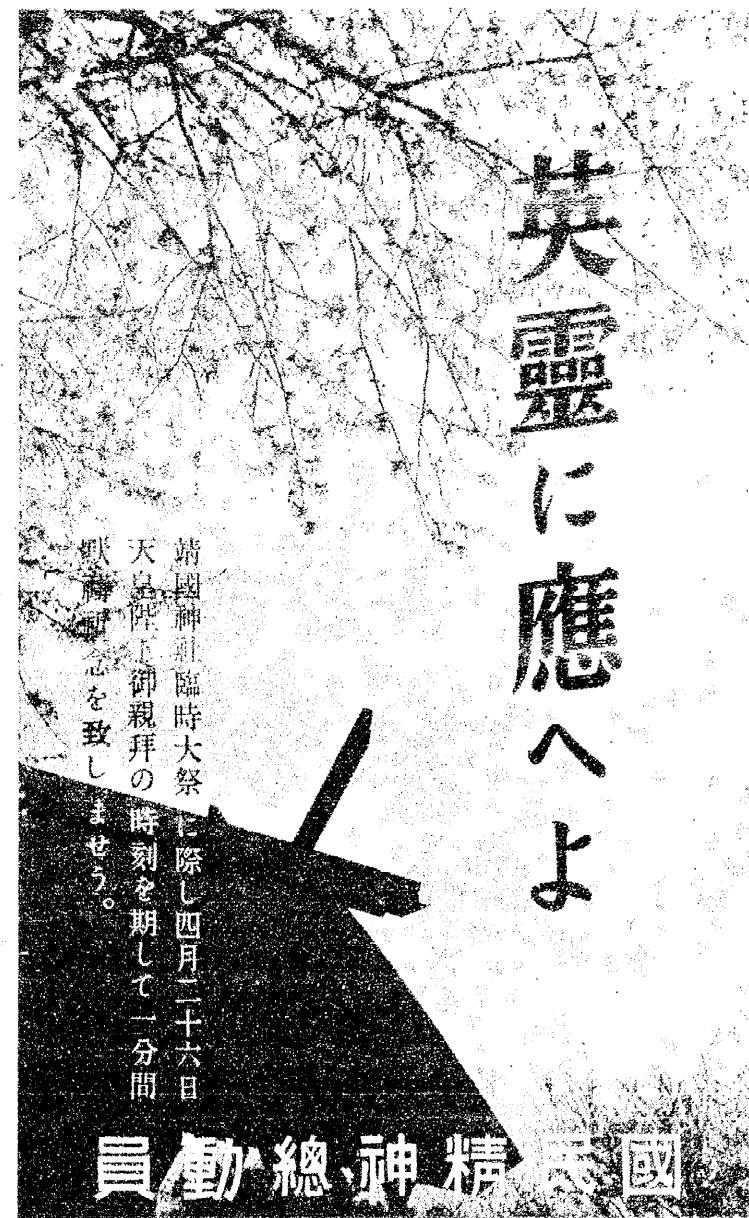
獨塊合併後の歐洲政局.....

(外務省情報部)

◆最近公布の法令.....

(内閣官房新規科)

露光量違いにより重複撮影



週報 第七十九號

- 靖國神社臨時大祭を迎へて 陸軍省新軍事部(一)
實現する國營職業紹介所 海軍省海軍軍事普及部(一)
職業紹介事業の躍進 厚生省社會局(一七)
庶民金庫の話 大藏省(二六)
山西の殘敵掃蕩進む 陸軍省新聞班(三四)
遊就館と海軍館 (三八)
(國際時事解説)
獨塊合併後の歐洲政局 外務省情報部(四〇)
最近公布の法令 内閣官房總務課(四五)

最近號主要目次

- 第七十四號
△簡易保険金額制限の引上
△海軍陸戦隊の話
△國民とステーブル・ファイ
△北支五省を悉く掌握す
△討匪すむ滿洲國
△廣東の近況
- 第七十五號
△伊太利のファシズム
△航空機製造事業法案に就い
△敵部空襲の體験
△我が砲火艦海軍を制勝す
△獨塊併合成る
- 第七十六號
△八紘一字の精神
△武器なき戦士・宣撫班
△淮浦戰線の進展
△長江沿岸の掃蕩
△新政權と在留華僑
△ソ聯裁判の内情
△第七十三回帝國議會の概観
- 第七十七號
△自治制發布五十周年に際し
△支那の海軍
△山東南部の戰況
△恩給金庫
△中支新政權の誕生
- 第七十八號
△勞働會議最近の趨勢
△農業保險制度
△支那の海軍
△増稅並びに稅法改正
△國力の充實と少年保護
△潛水艦の由來
△台兒莊落つ
△新疆の危機
△自治制五十年を統計に見る
△武器なき戦士・宣撫班
△淮浦戰線の進展
△長江沿岸の掃蕩
△新政權と在留華僑
△ソ聯裁判の内情
△第七十三回帝國議會の概観

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公普及を圖り、其他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

靖國神社臨時大祭を迎へて

陸軍省新聞班

海軍省海軍軍事普及部

九重の雲深き大内山の乾の方程近き田安臺上に、帝都を俯瞰していくと嚴かに鎮座します神は、國民の熱血的尊崇を捧ぐる我が別格官幣社靖國神社である。

来る四月二十五日より三日間に亘り、滿洲事變及び此次事變に於ける殉難烈士の英靈を合祀せらるゝため、靖國神社に於て臨時大祭施行の儀式許あらせらる。抑、一旦緩急あるに際し身命を祖国に捧ぐるは、寧ろ我が民族的信念であり、又國民的自覺である。從つて此次事變の勃發するや、早くも勇躍征途に上り萬里波濤を蹴つて或ひは北支或ひは江南の野に散り果つと雖も、これたゞ國民的良心の命ずる所、國體の教ふる儘に、只管臣子の本分に邁進したのみで、この間多くの殉國の英靈は何物をも求めもしなければ又希望もしない。唯死してなほ彼等の堅持せる念願は、陛下に對する盡忠の足らざるを恐るゝ一念であり、死してなほ已まざる七生報國の誓約である。然るに畏くもお上に於かせられては、事變未だ半ばの今日戰歿勇士の上を深く御軽念遊ばされ、これ等多くの英靈に對し、近く授くるに國家の榮典を以てせ

られ、祀るに靖國神社の祭神を以てせらるゝ山漏れ承る。これ實に天恩枯骨に及ぶと謂ふべきもので、臣子の感激愈々その深きを覺ゆるのである。

一、靖國神社創建の由來

我が國では古來、忠勇義烈、一命を國家に捧げて盡瘁せられた所謂忠勇烈士を崇敬するの餘り、これを神とし祀つて報賽の誠を效して來たのである。而して靖國神社は最も勅旨を以て創建せられしのみならず、社格を賜うて別格官幣社に列せられ、永久に國家の祭祀を享ける尊貴の神社であつて、何人と雖も故なくしてはかゝる國家の宗祀たる神社に祀らるゝことは出来ないのである。

靖國神社は實にかゝる名譽ある國家の祭祀を享けるこれ等の神靈のために、明治天皇の深き思召を以て御創建ありしものである。これ等の神靈が世に所謂護國の英靈と仰がるゝ如く、國家に事變ある毎に天翔り國翔り皇軍の行先に尊き守護を垂れて、天壤無窮の皇運を扶翼し奉る所以のものは、かくまで遊ばされる皇恩の厚きに感孚する結果であつて、これ偏へに有難き國體の表現なりと謂はねばならない。

こゝに謹んで靖國神社創建の由來に就いて述べれば、その淵源は今日より八十餘年の昔に溯らねばならぬ。即ち嘉永六年癸丑の歲に、黒船六艘が相州浦賀の灣頭に忽然姿を現はしてより後、

日本國中騒然として鼎の沸くゝが如き有様になり、爾來愛國慨世の各藩志士は、東奔西走家を忘れ身を抛つて、専ら國事に盡瘁したために中道にして命を殞すもの相次いでその數を知らず、死後の祭祀の至らざるものも決して少くはなかつたのである。

孝明天皇は、甚くかかる殉難死節の士の義烈の志を悼ませ給ひ、夙くよりその追祭の典を擧げさせ給はんとの宸慮なりしも、當時猶は國內混沌として萬事寂寥に委せ給はず、纔かに諸藩民間に於て舉行せらるゝに過ぎなかつた。その後明治元年、有栖川宮熾仁親王、東征大總督として東國を鎮撫し給ふや、同年四月二十八日、令旨を下して陣歿者のために招魂祭を行ふ旨を達せられ、六月二日江戸城内西丸大廣間に於て莊嚴なる祭典を行はれ、總督宮を始め奉り大官列席の上、鼓樂洋洋々大いに神靈を安んぜしめられた。これ東京九段に創められた東京招魂社の濫觴と謂ふべきである。次いで同年五月十日には、朝廷に於かせられては嘉永六年以降の殉難者の靈を京都東山に合祀する旨仰出され、七月十日、十一日の兩日を以て、京都の河東操練場に於て盛大莊嚴なる招魂祭典を行はせられた。これ今日京都東山に在る靈山官祭招魂社の濫觴である。

五月十日に明治天皇より下された御沙汰書を拜するに、甚くこれ等節義の士の志を嘉し給うて次の如く仰せられてゐる。

(前略)

癸丑以來、唱義精忠、天下ニ魁シテ國事ニ燒レ候諸子及呻吟有志ノ輩、冤枉禍ニ罹禍者不少、此等ノ所爲、

親子ノ恩愛ヲ捨て、世襲ノ祿ニ離レ、墳墓ノ地ヲ去リ、横風沐雨四方ニ潜行シ、専ラ舊幕府ノ失職ヲ憤怒シ、死ヲ以テ哀訴、或ハ縉紳家ヲ鼓舞シ、或ハ諸侯門ニ説得シテ、出沒顯晦不厭万苦、竟ニ拋身命候者、全ク名義ヲ明カニシ、皇運ヲ挽回セントノ至情ヨリ盡力スル所、其志實ニ可嘉尚況ヤ國家ニ有大勳勞者等カ湮滅ニ忍ブヘケムヤ

即ちこの御沙汰書を拜しても、天皇が如何にこれ等殉國志士の忠烈に對する、御嘉賞と御哀悼の情に堪へさせ給はざりしかば拜察せらるゝのである。

前述の如く招魂祭は東、西に於てとり行はれたのであるが、明治二年三月、東京奠都のことあるや、更に招魂社建設の議が起り、軍務官知官事 仁和寺宮嘉形親王勅を奉じ、大村益次郎等をして地を相せしめられ、終にこれを九段坂上に選定し、六月十九日起工、日ならずして假殿竣成の運びに至り、朝廷に於かせられては、同年六月二十九日より七月三日まで五日間に亘つて、合祀の大祭典を舉行せられた。これ實に靖國神社の起源である。その時の合祀祭神は、明治元年伏見、鳥羽、上野、函館等の役のための戦歿者三千五百八十八柱であつたが、後、明治八年以來證議を経て、豫て京都東山の招魂社に奉齋せられた英靈を始め、嘉永六年以降の殉國志士を調査して、悉くこゝに合祀せられた。

靖國神社は初め招魂社と稱せられたが、この稱號は元來國家多事の際に起つたのであつて、在天の神靈を一時招齋する所に過ぎないかに聞え、君國に殉じた國士の神靈を萬世に亘り祭祀す

るの社號としては、妥當を缺くやの嫌もないではなかつたので、明治十二年六月四日、別格官幣社に列せられると共に、東京招魂社を改稱し靖國神社の社號を賜はつたのである。同月二十五日には特に勅使を御差遣あつて、その旨奉告の祭典を行はせられた。靖國の字は春秋左氏傳にあるのであるが、祭神の偉勳に依り國家を平和に治むるの義であることは、御祭文中に

(前略)

明治元年ト云フ年ヨリ以降、内外ノ國ノ荒振ル寇等ヲ刑罰メ服ハザル人ヲ言和シ給フ時ニ、汝命等ノ赤キ直キ真心ヲ以テ家ヲ忘レ身ヲ擲テ各モ死亡ニシ共ノ大キ高キ勳功ニ依テシ 大皇國ヲバ 安國ト知食ス事ゾト思食スガ故ニ、靖國神社ト改稱ヘ、別格官幣社ト定奉リテ、御幣帛奉リ齋祭ラセ給ヒ今ヨリ後彌遠永ニ忘ル事ナク祭給ハムトス

と宣らせ給へるに見るも明らかである。又右に依つて靖國といふ神社號を欽定せられた御處の程も拜察せられ、誠に畏き極みである。我が國は古來正義と平和とを以て國是とする。従つて上皇祖列聖常に安國たれと天下をしろしめさんことを御転念あらせ給ひ、下萬民も亦 聖旨を奉戴して正義と平和のため一身を犠牲にし、死するも猶ほ護國の神となり正義と平和とを擁護せんことを希つてゐる。靖國の名稱は實に我が國體國是に相應しいものであるといはねばならぬ。思ふに皇國のため硝煙の間に馳驅し、護國の神となつた本神社祭神の威烈は萬古不朽であつて、苟くも帝國臣民にして國家のために死を以て忠節を抽んだものは皆本神社の祭神として網羅せら

れ、その數は昨年まで五十一回に亘る合祀祭典により十三萬九百六十七柱の多數に及び、若しこれに今回合祀せらるべき四千五百三十三柱をも加へれば、その數實に十三萬五千五百柱の多さに上るのである。顧みれば王政復古の大御代を來せるのも、又世界の列強に伍して文明の澤に浴するに至れるのも、共に是れこれ等英靈の忠烈が與つて大なる力であつたことを思はねばならない。

二、祭 神

靖國神社祭神生前の官職身分等に就いていへば、陸軍の所屬あり、海軍の所屬あり、維新前後の殉難死節の士あり、地方官、警察官あり、從つて公卿、藩主、士、卒、神職、僧侶、婦人、農工商等、苟くも帝國臣民にして國家のために忠節を抽んで高潔なる大精神を發揮して、護國の神となれる人々は皆本神社の祭神として祭られてゐる。

抑、明治維新の大業を始めとして、過去數回の大小戦役に於ける祭神生前の靖獻は、最も能く皇國の精華を發揮せられたものである。今や祭神の總數既に十三萬九百六十七柱の多さに上り、神位燐として輝き餘光遠く異域にまで及んでゐる。

方今世道廢れ人心衰へて多く物利物慾に趨り、崇高なる我が國體精神を涵養暢達することの極めて緊要なる時に方り、忠勇義烈の士の實際的事蹟を知らしめ、益々我が國民固有の氣魄を練磨めることを期す所存である。

せしむることは頗る緊要なる事柄である。

三、祭 典

靖國神社の祭典はこれを例大祭、恒例諸祭、合祀祭、臨時諸祭の四種に大別される。

1. 例 大 祭

例大祭は今日では年二回、即ち四月三十日(明治三十九年陸軍凱旋大觀兵式の日)と十月二十三日(明治三十八年海軍凱旋大觀艦式の日)に行はれる大祭である。

例大祭が始めて行はれたのは明治二年九月二十一日で、當日は授け渡から特に勅使を御差遣あらせられた。その後數度改變があつて大正元年十二月現在の如く定められたのである。當日は勅使の參向あり、武官には休暇を賜はり、皇族を始め文武百官の參拜、船舟供物の奉納、陸海軍の正式參拜、遺族及び各團體學生徒その他一般國民の禮拜等引きもきらず、眞に盛況を呈するのである。例大祭には特に合祀祭を併せ行はれることがあるが、この場合には一層賑盛を極める。

例大祭は社格が制定せらるまでは、勅を奉じて武官がこれを執行してゐた。即ち祭主軍務官仁和寺宮の奉仕せられたのを始めとし、陸海軍長官又はその代理者がこれに當つてゐたのであるが、明治十二年六月社格制定以來は宮司がこれを掌ることとなり、陸海軍長官はたゞ玉印を奉奠する。

することとなつた。

例大祭當日に於ける遺族の待遇は鄭重を極め、昇殿を許し神酒神饌を戴かせ餘興觀覽の便を與へる等掛官諸員の舉措は頗る懇意である。掛官は陸海軍兩省から出張し、清祓大祭直會の祭儀に參列し、兩省を代表して拜神し、屬僚を率ゐて庶事に執掌するのを常例とする。

2. 恒例諸祭

靖國神社恆例諸祭中には、大祭としては右の例大祭の外祈年祭及び新嘗祭の兩祭あり、中祭には歲旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭等の諸祭がある。

又本神社の小祭としては、陸海軍兩記念祭、本神社創立記念祭、煤拂祭、除夜祭、その他月々三回の月毎祭等がある。

右に述べた中小祭の外、本神社に於ては明治十二年八月一日以降日々神饌三臺を供し、一日と雖も神に仕へまつるの務を缺かすことはない。なほこの際に於て御命日に相當せる祭神名を宣別けて英靈を奉慰してゐる。

3. 合祀祭

合祀祭といふのは聖旨に基づき靖國神社に祀らんとする人々の靈を、新たに同神社に合せ祀る祭典のことである。

この祭典は明治七年佐賀の亂の戦死者を合祀したのがその第二回目である。爾來臺灣、熊本、

山口、福岡、鹿児島の諸役、京城事變、維新前後に於ける諸藩の殉難者、日清戰役、北清事變、日露戰役、韓國暴徒鎮壓事件、大正三年乃至九年戰役、昭和三年濟南出兵事件、滿洲事變等に於ける戰病死者を合祀し、合祀の回數今日までに既に五十一回に達してゐる。就中最も多數の合祀は明治三十八年五月二日の合祀祭であつて、祭神數は實に三萬八百八十三柱に及び、最も少かつたのは明治八年七月三日及び同九年一月二十六日の各一柱である。

維新前の殉難死者は明治元年京都招魂社に合祀せられたのであるが、當時は祀るべき志士を未だ悉く網羅することは出來なかつた。そこで明治八年一月に至り京都招魂社の神靈を東京招魂社に合祀する旨仰せ出されると同時に、各府縣の招魂社に祀られてあつた神靈並びに未だ何處にも祀られてない靈を調査するやう御命じになり、前後十數回の合祀祭に亘り悉く合祀せらるゝに至つたのである。

合祀祭は近年の例に依れば合祀すべき神靈の數多きときはこれを臨時大祭と稱し、少數のときはこれを臨時祭と稱へてゐる。

臨時大祭には祭典委員長及び委員が設けられ、臨時祭には陸海軍省より掛官若干名を差し置かれ慎重を極むるのである。今回の合祀祭では満洲事變及び今次事變に於けるもの陸軍關係三千八百五十五柱、海軍關係六百七十八柱、計四千五百三十三柱であつて、今回の事變關係者は未だ全部は合祀の運びに至つてゐない。

以下少しく合祀祭の次第を述べよう。合祀祭の前一日には溝祓式を、更にその夜は招魂式を行ひ、後一日には直會祭が行はれる。招魂式の次第は招魂場に祭壇を設け、左右には帳舎をしつらへ、正面に鳥居を建てその両側に五色絹を附せる真榾を樹て、庭燎を焚き陸海軍將校及び軍隊警固の裡に、宮司謹みて神靈を招祭し禰宜以下神饌を供へこれを終れば、招祭せる神靈を本殿に遷して鎮祭するのである。そしてその翌日は臨時の祭典を行ふのであるが、これを合祀祭と申すのである。合祀祭執行の日には必ず勅使參向せられて御祭文を奏せられる。殊に明治八年七月三日と同九年一月二十六日の兩度に於ては、各一名の合祀者のためにいつも莊重な祭典を行はせられたのであつて、祭神に對する叡慮の厚きこと拜祭するだに感激の極みである。合祀祭は例大祭に併せて同日に行はれ又は臨時に行はれたのであるが、春季の例大祭にこれを行ふのが近來の例となつてゐる。

4. 臨時諸祭

臨時諸祭とは、臨時に舉行せらるゝ奉告祭又は記念祭等をいふのである。靖國神社創建以來臨時に執行せられた祭典の中でも、明治五年の正遷座式が最も盛大嚴肅な祭儀であつた。臨時祭に於て幣帛料を供進遊ばされたのは、改號昇格奉告祭、近衛記念祭、警視局臨時祭、憲法發布並びに皇室典範御治定奉告祭、宣戰奉告祭、平和克復奉告祭等で、又神饌料のみ供進あらせられたのは、御成婚滿二十五年奉告祭等である。

四、皇室の御尊崇

國家の非常重大時に際し身命を君國に捧ぐるは我が民族的信念であり、又國民道德の精髄でもある。死して護國の神となる、既に我等國民の本懷これに過ぐるものなきに、萬代不滅の名を残し靖國神社の祭神と尊崇せられ皇室の御殊遇を辱うず、臣子の冥利正にこれに若くものはない。靖國神社はもと明治天皇の叡慮に依つて建立せられ、社號亦聖慮に出でたものであることは既に述べた通りであつて、大御心のほど唯々感激のほかないのであるが、なほこの機會にて皇室の有難き御殊遇の程を謹記し奉る。

例祭を年中二回執行すべきは勅定に依るものであり、又祭典は凡て勅旨を以て行はせられたのである。なほかくの如く本神社のことは一に叡慮に出づるのであつて、行幸啓及び御名代の御差遣は、明治七年一月二十七日以來三十六回の多きに上り、勅使の御差遣は百二十四回に及び、幣帛並びに祭料を賜はつたたび數も重つてゐる。

又明治神宮は明治天皇を欣慕し奉る國民の至誠に依つて御造營の運びに至つたが、これに對し靖國神社は明治天皇の國民を思召され給ふ深き御仁慈によつて創建せられたもので、そこに君民の間を感通する一道の誠と親子にも勝るあたゝかき情誼の程に感泣せざるを得ない。

先きに擧げた明治元年の御沙汰書を拜しても、天皇が如何に殉國志士の忠勇義烈の御奉公に

對する御嘉賞と御哀悼の情に堪へさせ給はざりしかを窺ひ奉るを得、四十五年に亘る 天皇の御治世、それに續く 大正天皇の十五年、及び 今上天皇の今日に至る大御代の間、常に渝らぬ皇室の御殊遇を恵ひ合はせて、唯々感涙に咽ばしめられる次第である。

明治二年六月東都九段の地を相して東京招魂社の創建せらるゝや、同年八月二十二日附を以て社領壹萬石を死所はれた。當時壹萬石の社領を死所になつたのは伊勢神宮と本社との二社のみであつて、單にこの一事を以てするも如何に深き大御心を注がせ給ふかを拜察することが出来る。

後明治七年一月二十七日例大祭の折、明治天皇には本神社に行幸あらせられ、親しく御拝の後暫く御椅子によらせ給うて軍隊の參拜を天覽あらせられ御感斜ならずして詠ませ給うたのが次の如き御製である。

我が國の爲をつくせる人々の

名もひさし野にとむる玉かき

本社正殿楣間の御宸筆の扁額は即ちこれである。明治七年一月祠を経て扁額に製することを許されたものである。

明治天皇の御親拝は御生涯中前後七回あり、大正天皇は二回、今上天皇陛下におかせられては既に五回の多きに及び給ひ、昭憲皇后、皇太后陛下、皇后陛下の御參拝も屢々あり、又御名代のことあり、又例大祭には必ず勅使を御差遣あつて御祭文を奏し御幣物を奉らしめられ製を拝する時、我等臣子の感銘は愈々深い。

靖國のやしろにいつくかみこそ

る上に、多額の祭料を賜はるを例としてゐる。
かかる御殊遇は即ち御歴代の天皇の承け傳へさせ給ふ大御心で、^{總て又} 明治 大正兩天皇及び 今上陛下の大御心である。明治天皇の御製集を拜するに、神社に關する數々の御製中、伊勢神宮に次いで靖國神社を詠ませ給へるものが多い。かくてこれ等祭神の上を思召しての御

國の爲いのちをすてしものゝふの

魂や鏡にいまとつるらむ (明治三十九年「をりにふれて」)

よともに語りつたへよ國のため

命をすてし人のいさをを (明治三十七年「折にふれて」)

外國にかばねさらしゝまづらをの

魂も都にけふかへるらむ (明治三十八年「凱旋の時」)

國の爲いのちをすてしますらをの

たま祭るべき時ちかづきぬ (明治三十九年「をりにふれて」)

もみぢばの赤き心を靖國の

神のみたまもめで、みるらむ。（明治四十二年「社頭紅葉」）

又 昭憲皇太后の御歌二首あり、共に明治三十九年「靖國神社にまうでて」といふ御題にて詠みに遊ばされたものである。

みいくさの道につくし、まこともて

猶國まもれちよろづの神

神垣に涙たむけてをがむらし

かへるをまちし親も妻子も

更にこれを本社の御寶物について見るに、明治七年に 明治天皇行幸の時納められた赤地青地の大和錦各一匹、及び御製の御宸筆額一面を始め、明治四十四年十二月御奉納の御太刀一口、昭和五年日露戦二十五年記念に御奉納の御釣燈籠二種、御祭文並びに 常宮周宮兩殿下御染筆の明治三十七八年戦役戦歿者名簿四帖等がある。而して之に感激するのは啻てこの名簿四帖に書き連ねられた神靈に止まらない、それは全同胞の感激であらねばならぬ。

皇族の御參拜は明治二年六月 仁和寺宮の御參拜を、又御奉納は同二年八月 有栖川宮をその初めとし、以來夫々數百回に及びこれ亦全國民の感激する所である。

五、時局に方り英靈を思ふ

家系れて孝子を希ひ國危うして忠臣を思ふ。現下時局は駆々としてその停止する所を知らず、事變は既に單なる武力戦の範圍を脱し、思想、經濟、政治、外交等の一切に至り國家總力戦の形態をとり、しかもその性質は持久長期に亘るべき必然性を有し、我が國の前途には幾多の難關が横はり、今後に於ける事變の推移は眞に逆睹すべからざるものがある。この秋に方り我等は茲に、ひたすら 天皇の大御心を奉戴し、皇猷翼贊の一途に邁進し、一死以て至誠報國の節を垂れられた靖國神の上に恩を致し、これを龜鑑として心魂を磨き、臣道を大いに顯揚する所がなくてはならぬ。かの「天皇陛下萬歳」を唱へて、潔く死んで行つたり、又父に會ひ度ば靖國神社に來れと書き選して、從容死地に飛び込んで行つた人々を考へた時に、この崇高なる心持の前に誰か肅然頭を下げないものがあらう。この至誠純忠の心のみが、古來日本を眞に護り通じて來たのである。これ等の祭神こそは教育勅語の「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」より、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」との御言葉を、全くその儘に實践した臣民の龜鑑であり、活模範であると謂ふべきである。しかも今や何れも護國の神、靖國の神として我等の遵るべき道を永遠に互り垂示し給ふのである。

恭しく惟みるに、靖國神社建立の御慶はこれら忠魂を慰むると共に、ひろく國民をして永きに亘り愈忠節を掲げる鎧たらしめるにある。即ち靖國神の忠烈なる精神を軍人を始め一般國民の中に顯揚し、益々皇猷翼贊の實を擧げしめるにある。これがためには靖國神社を以て單に英靈鎮

祭の聖地たるに止めることなく、國民精神作興の根據地たらしめ、十數萬神靈の加護と照覽の下に、全國民をして眞に靖國精神を體現振起せしむる如くせねばならぬ。而してこゝに所謂靖國精神とは、單に戦場に於て忠節を盡すといふが如き狹義のものではなく、實に我が肇國の根本精神である。即ちこれは、天神、皇祖を始め歴代の天皇が、この國土を安げく平らげく治しまさんとし給ふ大御心に他ならず、從つて億兆臣民の唯一根本道でもある。

又我が國の神社は天神地祇、歷朝神靈を始め奉り、國家の功臣烈士より祖先一般の祀りあるものであるが、我が國はこの祭神を中心として敬神崇祖の念を以て、上御一人は天業を恢弘し給ひ、下億兆はこれを贊し奉るため奉公の誠を致すところに、國體の精華は發揮せられ國體の眞姿は顯現せられるのである。

今や日支事變は長期戦の新段階に入り、しかも我が國四圍の情勢は眞に急迫して大戰前夜を髣髴たらしめるものがあるのであるが、こゝに第五十二回靖國神社臨時大祭を迎ふるに當り、先輩英靈の遺烈を思ふの念實に止み難きものがある。この國家の重大危局に臨み、舉國國民は須らく上下をあげて、正に大いに靖國精神を顯揚實踐し、以て速かに事變の抜本的打開を期すると共に、神國日本の將來に無窮の榮光あらしめねばならぬ。

實現する國營職業紹介所

— 改正された職業紹介法 —

厚生省社會局

職業紹介法改正の必要

我が國現下の情勢に鑑み、國家の遂行する諸政策に順應させるために、勞務の適正な配置を圖ることは極めて緊要である。今次事變下に於ける當面の問題としては、一方に於て軍需勞務の充足を敏捷、適確ならしめると共に、他方に於て事變に伴つて起る職業轉換を圓滑ならしめ、よく長期對戰に堪へ得る措置が必要である。そればかりでなく、歸還又は傷痍軍人の職業斡旋についてもその萬全を期する用意がなければならぬ。又、今後の問題としては、生産力擴充計畫遂行のためにも所要の勞働力を適當に供給する必要があり、更に事變後に於ける勞務の調整についても充分配慮されねばならない。そして、これがためには、國策に順應しつゝ、國民各人の資質と事情とを考へてなるべく各の適職に就かせると共に、これを需める側に對してはなるべく適材を圓滑に供給し、これが配置の適正と需給の圓滑とを圖るやう職業紹介機關を運用する事が最も肝要である。職業紹介機關にかういふ機能を充分に發揮させるためには、その紹介網を全國的に分布し且つその内容を充實し、更にこれが聯絡統制

の組織を強化、真に全國の機關を打つて一丸として、統一ある活動をなし得るやう整備、擴充することが必要なのである。

ところが、現行職業紹介法では、公益職業紹介事業を運営する職業紹介所は、市町村に經營させるのを原則とし、特別の場合に道府県もこれを設置することが出来、その他のものは許可を受けてこれが經營を行ひ得るといふ例外を認めてゐるに過ぎない。従つて、現在では、職業紹介所は市町村に經營させるといふ建前をとつてゐるものといへよう。又實情について見ても、職業紹介所七百四十五箇所中道府縣營のものは一箇所、私營のものは二十八箇所に過ぎない状態である。原則として市町村に經營させるといふこの制度は、職業紹介事業の運営に種々の不備缺陷を生ぜしめ、又これが統制強化をも頗る困難ならしめるのである。今その主要な點を擧げて見ると、

第一に、市町村營では紹介網を全國的に完備させることが困難である。いふ迄もなく職業紹介事業を全國的統制の下に運営するためには、全國権要の地に普く職業紹介所を配置せねばならぬが、現在の市町村の實情からしては到底適當な分布を實現することは出来ない。

第二に、市町村營では充實した職業紹介所を設けることが困難であり、又市町村の區域を超越しての活動は期待し得られない。これは、市町村の財政上の理由、職員の身分待遇等の理由、市町村が地域的團體であるとの理由等からして誠に止むを得ないこともいひ得る。

第三に、市町村營では職業紹介事業を國家的見地に立つて運用することが至難である。職業紹介所

が失業者の救濟機關として活動してゐた當時は、市町村が地方的にこれを處理するためその經營に當つたのは當然であるが、職業紹介事業が發展して國家的見地に立つて、全國的に勞務の適正な配置を目標とするやう要請されるに至つた今日に於ては、到底市町村といつた地方自治團體に地方的に處理させる制度を持続するわけには行かないものである。

かういふ實情にあるから、たゞへ國家が充分な指導監督を加へるにしても、市町村營職業紹介所の機能には地方自治團體の本質から来る限度があり、到底現下の要求に即應することを得ないのである。そこで、政府では、前述のやうな時勢の要求と、職業紹介制度の缺陷とに鑑み、現行職業紹介制度を改正して現下並びに將來の時局に對處する必要を痛感し、本年一月職業紹介委員會に改正法律案要綱を附議してその答申を得、これを成文化して先般の第七十三回常國議會の協賛を得、四月一日公布、近く實施せられる運びとなつたのである。

改 正 の 要 旨

法律改正の骨子は、第一に職業紹介事業の目標を何處に置くかといふこと、第二に職業紹介事業の運営は政府これを管掌するを原則としたこと、第三に政府の行ふ職業紹介事業の内容のこと、第四に政府の行ふ職業紹介事業運営機關の組織構成のこと、第五に職業紹介事業の費用の負擔方法のこと、第六に國家以外のものの經營する職業紹介事業の制限とこれに類似する事業の規制の六に要約

し得る。

一 職業紹介事業の目標

職業紹介事業の目標につき、法では労務の適正な配置を圖るためにすることを明らかに示した(第一條)。従来やゝもすれば職業紹介事業がたゞ單に失業者のための救濟事業に止まるかのやうに認識され勝であつたが、職業紹介事業の現状はさきにも述べたやうに單にこのやうな救濟的事業ではない。即ち、職業紹介事業に對する國家的、社會的要求は、失業者ばかりでなく、廣く國民全般を對象としての勞務需給關係の調整を機能とすべきものとなり、従つて、公益職業紹介事業は、結局勞務の適正な配置を目標とせねばならぬことになつて來てゐるのである。こゝに勞務の適正な配置といふのは、大體に於て、國家の要求する國防、產業及び社會上の諸政策に順應すると共に、勞務者の個人的及び家庭的事情と需要者側の事情とを綜合的に參照し、なるべくこれ等を合理的に一致させるやう就職を指導し、且つこれを斡旋するといふ意味である。

二 職業紹介事業の國家管掌

政府は労務の適正な配置を圖るため本法に依り職業紹介事業を管掌するものとした(第一條)。これは、政府が自ら職業紹介事業を行ふことを宣言したもので、本改正法律の中核をなすものである。現行法では市町村營を原則として居り、市町村營については職業紹介事業の使命から見ても、その性質から考へて到底現状のまゝ放置することを得ぬことは前に述べた通りである。又、市町村營に關聯して

道府縣營といふことも考へられるが、道府縣營にしても、市町村營を原則とすることに依つて生ずる不備、缺陷は、程度の差こそあれ残存することになるから、本事業の國家的色彩から見ればこれを地方自治團體の運營に委ねることは不適當であるといはれよう。そこで結局、國家がこれを管掌するのが最も適當だといふことになるのである。その運營に當つて地方的事情が加味されねばならぬことは勿論であるが、それは運營の方法として考慮すべきである。

こゝに政府に於て職業紹介事業を管掌するといふのは、自らこれを運營するといふ意味に外ならぬ。従つて本條に應じて、政府以外のものの職業紹介事業は、若干の例外のほかは、これを禁ずる趣旨を明らかにしてゐるのである(第二條、第一五條、第二〇條、第二二條)。

三 職業紹介事業の内容

從來でも職業紹介事業にあつては、職業紹介、即ち求人及び求職の申込を受けその斡旋を行ふ外、これに關聯して職業指導、職業補導その他の事項を併せて行つてゐるものもあつたが、所謂職業紹介以外の事項を行ふについての根據を缺いてゐたのである。依つて、積極的にこれ等の事項を行ふ意圖を含めて、政府は職業紹介事業に併せて職業指導及び必要に應じ職業補導その他職業紹介に關し必要な事項を行ふものとした(第三條)。

職業指導といふのは、個人をその適職に配置するために計畫的に行ふ一聯の行為であるが、職業紹介機關による職業指導は、大體、職業分析及び勞働事情の調査、國家的、產業的、家庭的各事情の綜

合的調査に依つて適職の選定を助け且つこれが就職の斡旋をすることから始まつて就職後の輔導に及ぶものである。

次に職業補導とは、個人を特定の職業に就かせる目的でこれに必要な職業技術又は知識を授與しその者の職業能力を補ふことをいふのである。個々の具體的な求人に對して就職させるのを目的として教育を受けた者がその時代の經濟的諸事情等に依り、今までに修得した職業技術又は知識では直ちに就職することが出来ないやうな場合補足的手段として特色があるのである。その他職業紹介上必要な事項としては、求職又は就職しようとする者のための宿泊施設、信用保證制度、資金の立替、就職資金の貸付等が挙げられる。

四 職業紹介事業の運営機關

政府の行ふ職業紹介事業の運営の第一線の機關としては、職業紹介所を設置することとした(第四條)。職業紹介所は全國権要の地に適當に配置し、その數は大體四百箇所を設置する豫定である。これに依つて第一線機關の分布を適正にすると共に、これに相當數の職員を配屬させ、その内容の整備充實を期してゐる。

又、この職業紹介所の業務を補助させるため市區町村毎に聯絡委員を設置し(第四條)、又職業紹介所の業務の一部を市區町村長に行はせることとする第五條等、職業紹介所の機能を充分發揮させるやう意を配つたのである。

職業紹介所の聯絡統制の機關については本法に明示はしてゐないが、我が國地方行政の實際に徴し現行制度と同様、地方長官に統轄させることとし、中央では厚生省に職業部を置いて全國的に統制し、且つ現業事務の指揮には専任の係官を設けて道府縣間の聯絡に遺憾なきを期したいと考へてゐる。

なほ、職業紹介事業の經營については、中央及び地方に職業紹介委員會を設けて(第六條)、民間の要望等を充分參照して實際に即した運営をなすやう配慮したのである。

五 職業紹介事業の費用負擔

職業紹介事業を國營とする以上、その費用は國庫に於て全部を負擔するのが一應の理論であるが、職業紹介事業を國營としてもその實際的效果は地方的のものも勘くなく、又事情の許す限り地方的事情を考慮する要があるから、何等かの立法を以て、或る程度、地方にも關心をもたせることが必要であるし、又現在の制度ではその費用の大部分はすべて地方公共團體に負擔させてゐる實情をも考慮して、職業紹介所に要する費用についてはその一部を地方公共團體に分擔させることとした(第七條)。そして、地方公共團體の財政力には大きな開きがあるので、これを分擔させる具體的方法は充分考慮する必要があると考へてゐる。

六 國以外のものの職業紹介事業の制限と職業紹介に類似する事業の規制

國家が職業紹介事業を管掌し勞務の適正な配置を圖らうとする以上、國家以外のものの職業紹介事

庶民金庫の話

大藏省

庶民金融の発展

待望の庶民金庫法案は、第七十三帝國議會の協賛を得て、去る四月一日公布され、法律として成立、恐らくは七月初旬には庶民金庫の店開きが行はれるところならう。それは國民にとつて一つの大きな福音である。

この庶民金庫創設問題は、もと廣田内閣當時、時の藏相馬場篤一氏の手許で取上げられたものであつて、「庶民貸付金庫法案」といふ名稱で、議會に提出するばかりになつて居つたものであるが、内閣總辭職のため、遂に日の目を見ずして終つた。今回の「庶民金庫法」は、この「庶民貸付金庫法案」を、多少増補した程度のもので、その趣旨や内容に於ては、大體同じものである。

現在の我が國に於て、所謂庶民金融を行つてゐる本業的或ひは副業的に機關を考へて見ると、信用組合(市街地信用組合、普通信用組合)、無盡會社、質屋(公益質屋、私營質屋)等が、直ぐ頭に浮ぶが、貯蓄銀行、普通銀行、特別銀行も、この方面に相當の貢献をしてゐるし、商、工業組合、輸出組合、漁業組合、あるのである。

住宅組合といつたものや、農村負債整理組合なども、庶民金融の仕事に、直接間接、密接な接觸を持つてゐるといへる。また、産業組合中央金庫、信用組合聯合會、商工組合中央金庫、預金部資金局、保險院簡易保険局のやうな機關も、間接的には、庶民金融を行つてゐると見て差支へない。のみならず、政府はさきごろ、從來から實施してゐる損失補償制度の擴充を行ひ、既設の金融機關の働きに積極性を與へることにもしてゐるのである。

かうした次第で、現在、庶民金融の方面で、主役或ひは側役を勤めてゐる機關なり施設なりは、決して少くないのであるが、これだけでは、まだ、國民一般の要望を充分に充たすことが出来ないのである。

金を借りたくも大きな銀行の扉を押して入るわけに行かず、また行つたところで、取引をして呉れるものでもない。他の機關に行つて頼まうにも、擔保はと聞かれると、二の句が織げない。結局は、自分の腕なり誠意なりを信用して、少しづゝ返す方法で貸して呉れる、といった都合のいゝ話は、なか／＼にない。思

ひも掛けぬうまい話だと思つて乗つて見たら、飛んでもない高利貸であつた、といふたゞぎな話ば、殘念ながら、日常茶飯のことになつてゐる。そこで、政府は、非營利組織ノ庶民金庫ヲ創設シ、既設の金融機関ニ依リテハ、充分ナル金融ニ恵マジ得サル以庶民階級ニ對ジ、小口信用貸付ノ圖滑ヲ圖リ、以テ國民生活ノ安定ニ資セシト」へ設立趣旨書寫することになつたわけである。

庶民金庫の組織
庶民金庫の組織については、法律第二條に於て、「庶民金庫ハ法人トス」とだけ規定されてゐる。先に述べたやうな目的乃至使命を持つた機關として見れば、營利的なものであつてならないことは、いざまでもない。従つて、利益配當を目的とする株式會社組織が適當でないのは、當然の話になる。庶民金庫の性質は結構でなく、社團法人でもなく、財團法人でもない。「特別の法律を以て設立した特殊の法人」といふことに解釋しておくより外仕方がない。

庶民金庫の資本金は千萬圓とする(法第四條)。資本

金は、いふまでもなく信用の基礎となるものであるから、あまりに少額であつては困るのである。また、「庶民金融の回済を圖る」といふ重大な使命から考へて見ても、この千萬圓といふ金額では不足ではないか、といふ疑問も起るのであるが、一般國民の金融上の要望を充たすためには、色々な角度から色々な考慮をし、色々な方法を以てしなければならないわけで、庶民金庫だけが、全面的にその要望を充たす唯一の機關になる、といふやうなことは到底不可能の話であるし、更にまた、從來、特殊の取引關係を持つてゐるとか、組合を組織してゐる者とか、いふやうな人々ではなく、専ら金融の上で頼り少い、いはゞ見ず識らずの人々を主な相手方とし、原則として無擔保で信用貸付をしようといふ新しい試みのこともあり、それに、資金を確とし、庶民債券を發行しなければならないが、さうなると、金融市場の情勢やら引受先の機会工合やらと、色々の考慮もせねばならぬ、といふことになるので、先づ先づ差當つてのところ、千萬圓程度でスタートを切るといふことは、手頃のところであらう。つまりは、これで充分といふのではなく、一里塚を千萬圓に置い

た譯である。従つて、將來、相當の経験を積み、また業務の發展したために、増資の必要に迫られるといふことであれば、何時でも、「主務大臣ノ認可ヲ受ケ」、これを、「増加スルコトヲ得」(法第四條但書)といふことになつてゐる。

資本金の額が一應極まる、これを出す者、つまり出資者は誰かといふことになる。法律第五條は、これは全部政府が出資すると規定してゐる。庶民金庫は元來、營利を目的としてゐるものではないから、民間から出資を仰ぐといふことには、相當の困難を伴ふであろう、かやうに公益的な性質を持つた機關であつて、政府が社會政策的見地から、特にその設立の必要を認め、積極的にこれを取上げたものであつて見れば、金庫の設立について、自ら物的責任を荷ふといふことはその設立の趣旨に適ふ所以であらう。

ところで、この資本金千萬圓は金庫の性質上、これを貸付資金に充當することは、適當でなく、對外信用の基礎として、確りと保有せしめて置くことが肝要である。更にまた、庶民金庫はその性質上、元來が儲かるない、否寧ろ或る程度迄不測の缺損の生ずること

ともあらうことを見悟して業務をやつて行かなければならぬものである。従つて、その營業費等の一部については、政府から補助金を出すことにもなつてゐるが、なほその資本も、安全かつ確實でしかも經常的に一定の収益を生むものであれば、その方の収益を不測の缺損の埋合せやその他の費用に廻すことが出来るわけである。かうした考慮から、政府は「國債證券ヲ交付シテ」(法第五條第一項)出資をすることが出来る、といふ規定が生れたのであるが、このため政府は昭和十三年度に於て、額面千萬圓の三分半利附公債を發行することになつてゐる(法第四十七條)。

金庫の役員は

庶民金庫には、理事長一人、理事三人以上、監事一人以上の役員を置く(法第十一條)が、何れも大蔵大臣がこれを任命することになつてゐる(法第十三條)。理事長は金庫を代表し、その業務を總理し、理事は定款の定める範圍内に於て、各、代表權を有するが、その職務権限は常に理事長を補佐することを目的とする。なほ理事長に事故のあるときは、理事に於てその職務

を代理し、理事長缺員となればその職務を行ふものとする(法第十二條)。監事が監査機關であることは通常の例の通りである。

右の外、業務經營の實際上の便宜を考慮して、「從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得」(法第十四條)といふ規定を設けた。これは所謂支配人である。

なほ、理事長の諮問機關として評議員若干名を置き、業務經營上重要な問題について、理事長の相談相手になるやうに仕組まれてゐる(法第十六條)。

金庫は何處に出来る

庶民金庫の主たる事務所即ち本所は、これを東京に置き、從たる事務所(支所又は出張所)は、全國必要の地に設置する(法第二條)。さし當つては、支所は大阪に、出張所は六大都市その他の主要都市に置くことにならう。

なほ、庶民金庫は、業務を二層回済かつ迅速に行き渡らせるために、既設の金融機關——銀行、無盡會

社、市街地信用組合等に、その業務の一部を代理させることとした（法第三條第一項）。この場合には、その代理機關の営業所の位置であるとか、信用の程度であるとか、代理の範囲であるとか、色々と検討を加へる必要があるので、主務大臣の認可を要することとした（法第三條第二項）。また、金融機關が庶民金庫の貸付の代理をした場合には、その金融機關は、債務者のために、庶民金庫に對して債務の保證をすることが得しめ（法第三條第三項）。これに依つて金庫の貸付の回収を安全ならしめると同時に、金庫からの借入を容易ならしめることとした。

庶民金庫は何をする

庶民金庫の行ふ業務については、法第十七條に規定されてゐる。これを簡単に説明して見よう。

一、割賦償還又ハ定期償還ノ方法ニ依ル小口貸付

小口貸付が主要業務であることはいふ迄もない。貸付金の償還は、割賦または定期償還の方法に依る。割賦といふのは、日掛、月掛、半年賦、年賦等の方法をいふのである。何れにしても、原則として三年以内に

は償還が終るやうにしたい。貸付金額については、法律に別段の規定を置いて居らないが、原則として「一世帯千圓程度とする方針である。

貸付に當つては保証人一人を立てさせ、原則として物的擔保は取らないこととする。保証人の資格につい

ては、格別制限はしない。資金を借り入れる人と同じ程

度の人で差支ない。併し、金庫としては、相當の調査

はする。

借入金の用途についても、特別の制限はないが、大

體に於て、小口の産業資金又は生計資金に限られるこ

とにならう。不まじめな投機資金等の貸付をしないの

は當り前のことである。小口の産業資金の例を挙げて

見ると、例へば

小規模の家屋工場店舗の新築増築改築の資金、小規模の

設備機械器具の買入又は修理資金、原料商品等の買入資

金、その他運轉資金、以上のため起した負債の償換資金

等々。

また小口の生計資金とは、例へば

医療費、出産費、結婚費、葬祭費、租税公課、緊急衣服費、

費子女教育費、定期券買入費、轉送費及び敷金、保険料、

押し迫つた負債の償還その他の家計上緊要な資金等々。

(30)

後顧の憂ひをなくすることが肝要である。殊に庶民金庫本來の使命からいへば、營利的見地からは、首をかしげるやうな場合でも、資金需要者の人格なり、誠意なり、或ひはその資金の使ひ途なりを認めて、積極的に貸付をしてやらなければならぬ場合も出て来るわけである。かうした意味から、金融機關が庶民金庫と同様の小口貸付をする場合には、これに對して損失補償契約を結んでやる、といふのがこれである。この場合、一定の補償料を取ることはいふ迄もない。また、無制限に補償をするわけにも行かないから、一定の限度を設けなくてはならない。

四、庶民金庫ト前者ノ取引ヲ爲ス者ノ預金ノ受入

庶民金庫の貸付資金は後に述べるやうに、庶民債券を以て調達するから、預金を目當にはして居られない。併し取引者の便宜もあらうから、全然預金業務を行ふ場合には、その資金を融通してやつて、これが助成することは、また望ましいことで、本號はこの場合のことを規定したものである。要するに、前號は、金庫自身の直接貸付（これを假に「小口貸付」といふ）であつて、資金需要者は、金庫自身の直接貸付（これを假に「小口貸付」といふ）の場合は、金融機關に對する貸付（これを假に「小口貸付資金の融通」といふ）であつて、資金需要者に對しては、間接的な關係になるわけである。

三、金融機關ノ爲ニスル小口貸付ノ損失補償

他の金融機關の活動を活潑ならしめるためには、

(31)

(第一號)、金庫と損失補償契約を結ぶ金融機關(第三號)を指すものである。

五 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

これは例へば、保護預り、代理受領、代金取扱等を指すものである。

餘裕金の處分は

以上のやうな業務を行つてゐる間に、所謂餘裕金といふものが出て来る。これはたゞ金庫のなかに仕舞つて置くものではなく、何等かの方法で適當に運用しなければならないが、庶民金庫がその性質なり使命なりからいつて、營利的のものであつてはならないといふ建前からすれば、餘裕金はそれに依つて儲けるといふことを目標とせず、寧ろ安全確實に運用することが大事である。そこで法律は、次のやうな規定(第十八條)を設けてゐる。

庶民金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

一大陸監督金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

業務資金はどうする

さきにも述べたやうに、庶民金庫の資本金千萬圓は、これを業務資金には運用しないことになつてゐる。そこでその業務を行ふについての資金は、どうして賄ふか、といふ問題が起る。法律の第十九條に依ると、「庶民金庫ハ拂込資本額ノ十倍ヲ限リ庶民債券ヲ發行スルコトヲ得」のことになつてゐる。庶民金庫の活動を自由活潑にするためには、浮動性が多く、また預金債権保全のために色々と拘束を受けるやうな預金を、業務資金にするよりも、債券の発行に依つて調達した資金の方が適當である。債券発行の限度を、一應拂込資本額の十倍としたのは、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫等の例を参考した外、將來の業務發展の見込とか、金融界の情勢とかを頭に入れて考慮した結果である。債券發行については、なほ別の制限がある。即ちその發行額が拂込資本金の十倍を超えない場合であつても、「其ノ貸付金及所有ニ係ル有價

へられるのは當然であるが、また同時にそれだけに充分の監督を加へて、その業務執行を出来得る限り圓滑ならしめると共に、聊かも失態のないやうに周到な注意をさせることが必要である。かやうな意味で、法律は色々と監督に關する規定を設けてゐる。

× × ×

庶民金庫法が施行されると、直ぐにも金庫の設立準備を進め、恐らく今年の七月頃にはその設立を見るやうにならう。我が國初まつて以來の公益的性質を帶びた金融機關である。その使命を果すべく、健全な發達を遂げるやう切望してやまない。

證券ノ現在高ヲ超過スルコトヲ得ズ」(法第十九條後段)といふのである。これは、業務經營上、實際に入用な限度を超えて資金を集める必要もない、といふ程度の意味もあるが、同時に貸付金及び所有有價證券の現在高を以て庶民債券の償還資源の引當とする、といふ意味である。

なほ、庶民債券の發行を容易ならしめる意味から、

政府はその額面金額現在高の最高一億圓を限つて、元本の償還と利息の支拂を保證することとした(法第二十二條)。また、債券の稅法上の取扱は「國債以外ノ公債」。なほまた、その資本金の全額を政府が出資し、債券については、額面現在高最高一億圓の保證をするといふところ進行つてゐるので、免稅その他の特典が與りも優遇することとした。

金庫の監督は

庶民金庫は、以上述べ來つたやうに、本來が公益的の使命を持つたもので、營利を目的としたものではない

く、從つて、剩餘金の配當も行はない(法第二十九條)。

なほまた、その資本金の全額を政府が出資し、債

券についても、額面現在高最高一億圓の保證をするといふところ進行つてゐるので、免稅その他の特典が與

山西の殘敵掃蕩進む

陸軍省新聞班

一、概況

黄河以北の席巻並びに太湖西側地區の肅清も一段落を告げたので軍は引き續ぎ占領地域内所在の殘敵を掃蕩中である。

二、山東南部

台兒莊附近に進出せる我が軍に對し湯恩伯、孫連仲、張自忠等の約十箇師は再び反撃し來り驛縣東方地區に現出するに至つたので、福榮、赤柴の諸隊は驛縣南方に片野部隊等は郭里集方面に轉進し侵入せる敵に對し反撃を加へてゐる。

三、山西方面

イ、鈴木部隊は隰縣方面より北進し、四月二日午後二時石樓を我が手に收め、直ちに追撃して永和に向ひ、四

日永和北方にて堅固なる陣地に據れる三、四千の敵を擊破し午後九時途に永和を占領した。敵は第七十師及び第八路軍に屬する部隊でその大部は永和西方の黄河の渡船場から渡河敗走した。我が空軍はこれを追うて爆撃を加へ多大の損害を與へた。新聞紙の報ずる所に依ればこの際閻錫山は九死に一生を得たといふことである。鈴木部隊は五日更に永和東南方約五里に陣地を占領してゐる頑敵を攻撃し、六日夕撃破徹底的打撃を與へた。敵の遺棄せる死體約二五〇、山砲、迫撃砲、機關銃等約三〇門、小銃二〇〇、自動小銃二五、馬匹二〇、弾薬多數を鹵獲した、これに對し我が損害は戦死一、負傷一〇である。

これで鈴木部隊の隰縣、石樓、永和附近の殘敵掃蕩

は三月二十八日より四月六日に亘り行はれたこととなるが、主な交戦數五回、交戦兵力は累計二萬に達し敵の

損害は遺棄死體のみで累計一千六百に達する。我が損害は戦死二、負傷四〇である。

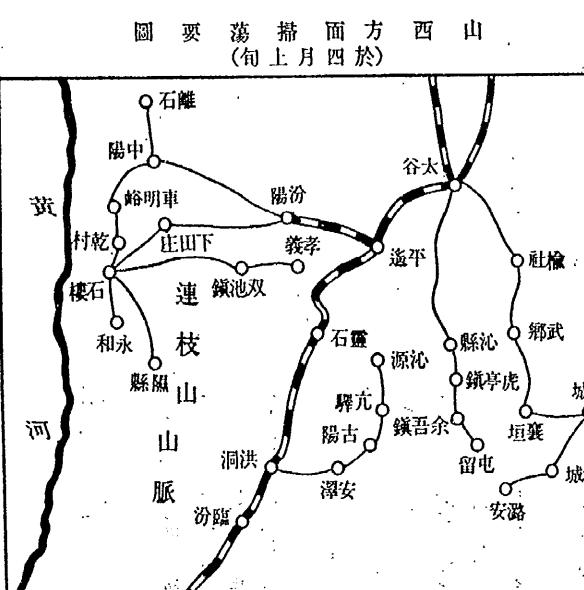
ロ、松井部隊は三月二十一日中陽を攻略した後石樓に向ひ南進途中四月一日車明峪に於て約一千の敵を擊破し續いて二日乾村に於て約百五十の敵を擊破した。この兩戰闘に於て敵の遺棄せる死體團長以下六〇、鹵獲品は自動貨車一、自動小銃若干である。我が軍の損害輕傷四名のみ。

ハ、山崎部隊は、四月三日石樓入城迄に四月一日には下田庄に於て約二百の敵を破り、二日には石樓附近で約百の敵を殲滅した。

同部隊は轉進して七日双池鎮に至るや約七百の敵と遭遇しこれに猛攻を加へ交戦四時間にして潰滅せしめた。敵の遺棄した死體三百、我が方は戦死一名である。

ニ、飼登部隊は四月二日臨汾より行動を開始し、四日安澤に於て約五百、その北方地區に於て約六百の敵を擊破し完全に安澤を占領した。敵の遺棄死體百五十以上である。

又その一部は更に前進を續行六日古陽に於て約二千の



(35)

驅逐しつゝ沁源に迫つた。

八日早朝沁源に對し攻撃を開始し午前八時三十分迄に

完全に占領した。古陽、亢隣、沁源で交戦した敵の兵力は累計約四千で第十九、第八十四、第四十七の各師及び第八路軍である。遺棄死體累計九百で我が損害は微少である。

ホ、工藤部隊は八日早朝から、黎城西方八里にある襄垣の西南に堅固に陣地を占領してゐた約六百の敵を擊破し、引き續ぎ一氣に襄垣にある迫撃砲、機關銃を有する敵を攻撃し猛攻約四時間、午後八時遂にこれを占領し從來共產軍「ゲリラ戰術」による山西擾亂工作の一根據地であつた同地を肅清したのである。

襄垣附近の敵は第十二、第百七十八師に屬するもので兵力約三千の敵は遺棄死體三百、小銃五十、彈藥九千五百、手榴彈五十その他器具、被服、糧秣等多數を鹵獲した。

同部隊は引き續ぎ襄垣北方一、二里に陣地を占領して

る約二千の敵を攻撃十日夕これを撃破した。

ホ、共產軍の根據地の一つとして有名であつた沁縣も屯留方面より余吾鎮及び虎寧を掃蕩して前進せる我が一部隊のため十日遂に陥落を見た。

四、黃河沿岸の掃蕩

1. 劉汝明軍の掃蕩
隨海線開封、東明附近から黄河を渡河して潜入し各地に蠢動しつゝあつた劉汝明軍に對し、我が軍は三月下旬より掃蕩を開始し長垣、滑縣、濰縣等所在の敵を撃破し四月三日頃迄に漸ね掃蕩を終了した。この作戦により敵約一萬を殲滅、黄河以南及び東方に潰走せしめた。敵の遺棄せる死體約三千、我が方の死傷計約百名である。

2. 無後に於ける黄河沿岸の掃蕩狀況は次の如くで、
着々成功を見、いやしくも敵の蠢動を許さぬものがあ
る。
イ、六日濮陽東南黄河畔に近き陳寨に侵入し來つた
敵約一千を攻撃、交戦約七時間で潰走させた。敵の損
害は七百六十で我が軍は戦死三、負傷九を生じた。
ロ、九日濮陽南方劉邑に侵入し來つた敵を攻撃南方
に潰走せしめた。遺棄死體約五百、我が方は損害二十
八を生じた。

ハ、濟源の我が部隊は十日朝約三千の敵の攻撃を受けたが、交戦八時間にして撤退、敵の遺棄せる死體五百以上鹵獲品多數である。我が方は戦死十、負傷四十九を生じた。



西山に地高の敵と戦闘中の我部隊

ニ、孟縣の我が部隊は十日午後約千五百の敵の攻撃を受けたが交戦三時間にして潰走せしめた。遺棄死體三百を下らず我が損害は負傷四名である。

ホ、平陸の我が部隊は該地附近に於て約三千の敵を掃蕩したが敵の遺棄せる死體六百、迫撃砲二、輕機關銃九、自動小銃百二十、我が損害は負傷九のみである。

五、航空部隊の活躍

一、我が航空部隊は、四日午後速く西安及び三橋鎌飛行場を攻撃し多大の損害を與へた。我が方に損害なし。

二、我が寺西部隊は十日十五機を以て歸德飛行場空襲の歸途その上空にて敵機E一五型三十機と遭遇し、こゝに壯烈なる空中戦を展開遂に敵機十四機を擊墜し敵々たる武勳を奏した。

三、この戦闘で齊藤機は敵の司令機に敢然空中衝突敵機も

ろとも墜落戦死を遂げた。又下方機は舊黄河の砂地に不

時着したが田中機は勇敢にも敵前に着陸してこれを救助

し懸命に救助した。

四、この戦闘で齊藤機は敵の司令機に敢然空中衝突敵機もろとも墜落戦死を遂げた。又下方機は舊黄河の砂地に不時着したが田中機は勇敢にも敵前に着陸してこれを救助し懸命に救助した。

五、この戦闘で齊藤機は敵の司令機に敢然空中衝突敵機も

ろとも墜落戦死を遂げた。又下方機は舊黄河の砂地に不

時着したが田中機は勇敢にも敵前に着陸してこれを救助

し懸命に救助した。

六、この戦闘で齊藤機は敵の司令機に敢然空中衝突敵機もろとも墜落戦死を遂げた。又下方機は舊黄河の砂地に不

時着したが田中機は勇敢にも敵前に着陸してこれを救助

し懸命に救助した。

遊就館と海軍館

遊就館

靖國神社社殿の北方に側して立つてゐる宏壯な建築物が遊就館で、殉難陣歿者の遺した武器什物を貯め、一は英靈の遺徳を頌し一は後昆に多大の感銘を與へてゐる。

館の創立は明治十年西南戦争の鎮まつたころから建設の議が高まり、遂に明治十二年五月六日靖國神社附属の掲額及び武器陳列場として工を起し、同十四年五月四日落成したのがその初めである。設計は工部省御雇外人技師の擔任で、原型を伊太利式に採つたもの、その名稱は布子勸舉篇の「遊必就」の語を採つたものである。そして故陸軍大將有栖川宮熾仁親王殿下の御揮毫を乞うて館正面に掲額することとなつた。

爾來幾多の變遷を経、殊に大正十二年九月一日の大震災は建物に甚大の被害を與へ殆んどその大部を倒壊したこととなつた。

したのであるが、幸にも陳列品の損害が比較的僅少であつたのは一に祭神遺徳の賜である。震災後直ちに假建築物を急造し更に宏壯雄大な本館は昭和六年竣工落成した。

陳列品は最初各藩又は個人の獻納品及び兵部省の交付品等であつたが、日清日露の二大戰役等によつて祭神關係の遺物並びに戦利品等の出陳を見、その數を激増するに至つた。

陳列の什物中には長くも明治天皇、大正天皇、昭憲皇太后の御遺物、有栖川宮熾仁親王、小松宮彰仁親王の御遺物を始め奉り、乃木大將夫妻の遺品、特に大將自刃の際の軍服軍刀を始め、殉國の士の武具、寫真等を多數藏してゐる。その他戰國古來より現代に至るまでの武器什物等も配列され、今や祭神慰靈の殿堂たるのみでなく、武器の沿革や軍事上の参考に資すべき本邦唯一の武器博物館としても名實共に備はつてゐる。

講演映畫をも公開し、科學國防の觀念普及に資してゐる。

御賀下付を賜はり、同二十九年には靖國神社例大祭時

にのみ同様の特典を與へられ、今もなほ繼續されてゐることで、かく皇室の御殊遇に浴してゐるのは本館が絶大の榮譽とするところである。

又明治四十二年十二月から國寶の出品を見ることとなり、ために數多の名刀寶劍が陳列せられ斯道の研究者に至大の便宜と實益とを與へ、我が國刀劍界の一大権威たるに於て全く他に匹敵を見ざる盛觀を呈してゐる。以て一發爲萬朵櫻、一方難與儕處爲百鍊鐵、銛利可斷鑄の概を見るべきである。

附屬國防館

附屬國防館は昭和九年四月の開館（建築費は東京市三谷てい子氏の寄附による）で、滿洲・上海事變に際し發揮された國民銃後の熱誠を記念すべき物件を始めとして、我が陸軍に於ける最新の科學兵器を陳列し、その機構を努めて動的に表示し觀覽者の理解を容易ならしめ、各種實驗によりこれを體験させる外、

海軍館は東京市渋谷區原宿三丁目（東郷神社建設地東隣）にあり、海軍軍事の普及及び海國精神の涵養を目的として設立されたもので、昭和十二年の春開館した。

海軍館内陳列室には艦船兵器その他の模型等現代海軍を表現すべき物件、海軍歴史の沿革やその戰勳を記念すべき記念品、参考品、圖書、繪畫等を多數陳列して參觀に供し、平易に理解、認識させたためにパノラマやジオラマも造られてゐる。そのほか海軍に關係ある圖書を多數整備してゐる圖書室及び約五百名を收容し得る講堂もあつて、何れも一般に公開してゐる。（遊就館、國防館及び海軍館は、靖國神社大祭に當り祭神遣族、陸海軍軍人その他の規定該當者に限り無料で參觀することが出来る。）

獨塊合併後の歐洲政局

外務省情報部

獨塊合邦の再確認

ドイツとオーストリアとの合邦は、去る三月十三日公布實施せられた塊國法律及び右法律を獨逸の法律となすべき旨を規定した獨逸法律によつて完成され、ヒットラー總統は新オーストリア州總監として、オーストリア首相であつたザイス・インクワルト氏を任命し、またドイツ政府は、オーストリアの外交權を接收し、在外オーストリア公使館の閉鎖接收を行ひ、またこれに對して帝國政府を初め英米伊等の各國政府も在オーストリア公使館を閉鎖する等の意向を表明してゐるので、獨塊合邦は既成の事實として承認されつゝあるのである。

併し、ヒットラー總統は、ドイツ共和国として、またドイツ民族として、歴史的大事業である獨塊合邦を、全ドイツ、即ちオーストリア國民を含む總意に於て再バーセントといふ空前の記録を示したのであつた。この國民投票の結果は、全ドイツ國民の獨塊合邦並びにヒットラー總統に對する白熱的的支持を表明したもので、特に舊オーストリアに於ける贅異的な數字は、この歴史的偉業の意味を一層と光輝あらしめたものであつた。即ち、投票の結果が發表されるや、ヒットラー總統は「オーストリアの人々が、余の確信せるところに背かず、その正しき判断によつて歴史的大事業の獨塊合邦に協力したこと衷心喜ぶものである」と、オーストリア民衆に感謝の言葉を送つた。

かくして、ドイツ民族發展の上に、また歐洲政局の上に新らしき紀元を劃したところの、獨塊合邦は、一滴の血を流すことなくして、全ドイツ民族の歡呼と、全世界各國の驚異の裡に完成されたのである。

フランスの政變

かねて財政難局打開に關する財政全權法案を絶つて危機を傳へられてゐたフランスの政局は、ブルム内閣の運命を賭けた同法案が四月五日、辛うじて下院を通過したけれども、同じく人民戰線派である急進社會黨から四十數票の反対投票が投ぜられた事實から、早く内閣崩壊が豫想されたのであつたが、果して同案が

確認し、それを全世界に闡明すべく、四月十日を以て國民投票に問ふこととしたのであつた。

投票の結果は、舊ドイツに於ては、投票權者總數四千四百七十四萬九千二百二十七人で、投票總數四千四百五十四萬五千五百八十六票、その中、贊成投票一千四百三萬九千五百六十七票、反對投票四十三萬七千二百五十二票、無效投票六萬八千七百六十七票で、また舊オーストリアに於ては、投票權者總數四百一十九萬八千九十二人、投票總數四百二十八萬四千七百九十五票、その中、贊成投票四百二十六萬七千八百十九票、反對投票一萬一千二百八十三票、無效投票五千六百九十六票、舊オーストリアに於ては九九・〇二パーセント、舊オーストリアに於ては九九・七五・八一セント、兩者を平均して大ドイツ全國としては九九・〇八十五票であつて、豫期された通り、合邦贊成が壓倒的の優勢を示して居り、舊ドイツに於ては九九・〇二パーセント、舊オーストリアに於ては九九・七五・八一セント、兩者を平均して大ドイツ全國としては九九・〇八

(40)

(41)

上院に回附されるや、七日の上院財政委員會は二十五票對六票の大差を以て同案を否決し、さらに九日の本會議は二百十四票對四十七票の壓倒的多數を以て、同案の討議を拒否するに至つたので、遂に第二次ブルム内閣は、三月十三日の成立以來、僅かに二十八日の短命を以て崩壊したのであつた。

かくて、ルブラン大統領はブルム内閣の國防相であつた急進社會黨の領袖グラディエ氏に後繼内閣の組織を委嘱したので、グラディエ氏は直ちに組閣に着手し、急進社會黨を中心として、獨立社會派及び中央諸派を含む聯合内閣を組織することに成功し、こゝにダーディエ新内閣の成立を見るに至つたのである。

グラディエ新内閣の類觸者は、グラディエ首相が國防相を兼任し、副首相にショーラン、外相にボンヌ、蔵相にマルシャンドー、商相にジャンタン、保健相にリュカール、文相にゼイ、遞相にジュリアン等の諸氏が急進社會黨から入閣し、前無任所相のサロー氏は内相に、ラ・シャンブル空相及びカンパンキ海相は留任、急進社會黨の上院からはクニユ氏が農相に、その他共和同盟のレイノー氏は法相に、獨立右派のマンデル氏は植民相に、シャッペドレーヌ氏は海運相に、獨立社

會派からは土木相にフロッサー、労働相にラマディエ、經濟相にペテアールの諸氏が、またキリスト民主派からはシャンベティエ氏が恩給相として入閣したのであったが、問題の中心であるブルム氏の率ゐる社會黨は遂にグラディエ内閣を支持することを拒絶し、閣員を送らなかつたのである。

最近に於けるフランスの政界は、外にはスペイン問題を初め獨塊合邦、チエコの問題等々の重大事態を控へ、内には財政難局に直面して居り、誠に内憂外患交至るの事情であるが、前の第二次ブルム内閣が、ショーラン内閣倒壊の後を受けて成立したのは、獨塊合併の宣言された三月十三日であり、今次のグラディエ内閣の成立したのが、獨塊合併國民投票の行はれた四月十日であるのは、誠に意味の深いところで、フランスに於て舉國一致が頻りに強調されるのは當然である。しかもグラディエ内閣に對して、社會黨が入閣を拒絶したことは、事實上に於て人民戰線が崩壊したものとして注目されてゐる。

なほ、グラディエ新内閣は、社會黨の支持を失つた結果、財政全權委任法案の前途に對して早くも不安が豫想されてゐたのであつたが、新内閣は「一九三八年四月十日」である。

し、右任命に關する覺書は遅くとも猶豫期限たる三月十九日までに交付すべきものとす、(三)右要求に對してリツアニア政府の如何なる修正も保留も許さず、何等の回答なき場合は要求を拒否したものと見做して、ボーランドの合法的權益を防衛するために獨自の行動に訴へる、といふのであつた。

元來、ボーランドとリツアニアとの紛争は、一九二〇年にボーランドが、リツアニアの舊首都であったヴィルナ市に侵入し、同地方を占領したのに端を發し、兩國の國交は斷絶して今日まで紛争を續けて來た。しかも、この紛争は聯盟が再三ならず調停を試みたのであつたが、遂にこれを解決することが出來ず、兩國の直接交渉に委かせてあつたのである。こゝに於て、三月十一日の國境事件に對して、リツアニア側は國境事件を處理すべき委員の任命をボーランド政府に提議したのであつたが、ボーランド政府は國境事件の處理に先づ根本的に兩國の國交回復並びに整調を主張し、上記の最後的通牒を送つたのであつた。

かくの如き最後通牒に接したリツアニア政府は、期待してゐたソヴィエトの態度も何等動く氣配もなく、英佛の態度も極めて消極的で、四圍の情勢は全く不利

七月三十一日まで財政に關する緊急措置を「任する」といふ新法案を提出し、下院に於ては十二日、五百八票對十二票といふ壓倒的多數を以てこれを可決し、また上院に於ては十四日、満場一致を以て通過したので、こゝに政情はやうやく安定を見るに至つたのである。こゝに於てグラディエ新首相は内に對して大いに舉國一致を強調すると共に、外に對しては、對伊工作に乗り出さんとしてゐるのである。

ボーランドとリツアニアの國交紛争

疾風迅雷の如くに行はれた獨塊合邦に對して、全歐洲が驚愕の目を見張つてゐるところを、ボーランドがリツアニアに對して最後的通牒を送つたとの報は、重ねて全歐洲に非常なセンセーションを起した。即ち、三月十二日、ヴィルナ附近に於ける越境事件を導火線として、ボーランド政府は十八年來の懸案である兩國の國交回復問題を一舉にして解決すべく、十七日午後九時、リツアニア政府に對して、四十八時間の期限とした最後的通牒を送つた。その通牒の内容は、(一)リツアニアは無條件で正常且つ直接の外交關係を恢復すること、(二)リツアニア政府は来る三月三十一日までに、ボーランド駐劄の外交代表を任命すべ

なので、獨力を以てボーランドに對抗することが不可能であることを覺り、遂に屈服してボーランドの要求を承認するの他はなかつた。従つて、こゝに兩國の國交は回復され、正式の外交關係が樹立されて、ワルシャウ及びカウナスに夫々公使館が新設され、公使その他の外交官が派遣されることとなつたのである。

英伊會議の成立

昨年末の英獨會議及び英佛會議と併せて進められてゐた英伊會議は、その後獨伊の攻勢、スペイン問題の進展、英國に於けるイーデン外相の反獨伊政策等のために停頓状態にあつたのであるが、イーデン外相の辭職、獨塊合邦の實現によつて俄然好轉を示し、三月八日以來、ローマに於てチアノ伊外相と、バース英國大使との間に正式交渉が開始され、愈々英伊國交整調に関する協定が近く正式に調印を見るに至つたと傳へられてゐる。

英伊會議の内容として新聞等に報ぜられてゐることろは、イタリー側に於ける要求としては、エチオピアの合併承認、スエズ並びにチブルタルの中立化問題、地中海に於ける英伊海軍勢力の均等、スエズ運河會社の株式の譲渡、對伊借款及びクレヂットの設定、ス

ダン経由によるエチオピア叛徒に對する武器の供給を禁ずること等であるが、これに對して英國側の要求するところは、パレアル諸島を含む全スペインからのイタリー義勇軍の撤収、地中海に於ける安全保障、パンテリア島の防備撤廃、リビア派遣部隊の一部撤収、近東諸國に對する反英宣傳の中止、英佛獨伊四國條約案の支持等であるといはれてゐる。

英伊の對立は、一言にしていへば、エチオピア問題と地中海問題であるが、これが合併承認と安全保障といふ形で交換的に譲歩されて妥協に到達したものであるといふことが出来るのである。この協定の結果として、英國は五月に開かれる聯盟會議に於てエチオピアの合併を承認させなければならないので、既にその工作に着手してゐる模様であり、またイタリーとしてはスペインからの義勇兵撤収の準備に着手して居り、又リビアの駐屯部隊は戦時編成を解いて平時編成に復したとも傳へられてゐる。

なほ、英伊協定の成立と共にペルシア英陸相はチエバーレン首相の英伊親善の親書を撰行してローマを訪問すると報せられて居り、その積極的な親伊工作を行つたものである。

◆自作農創設維持委員會官制(勅令第二百二十六號)

本邦農村の現狀に鑑み自作農創設維持の施設の適切な運營を圖るため農林大臣の監督に屬する自作農創設維持委員會を設置したもので、同委員會は農林大臣の請問に應じて自作農創設維持に関する重要事項を調査審議し、會長一人(農林大臣)及び委員十五人以内を以て組織し、特別の事項を調查審議するため必要あるときは臨時委員を選くことを得ることとなつてゐる。

最近公布の法令

内閣官房總務課

今後の歐洲の動きを觀る

獨逸合併によつて、起された歐洲の波紋は、チエバーレンに對しても非常な衝撃を與へ、所謂ズーデン・ドイツの運動が非常に活潑となつて來たことに對して、各國の異常な關心が向けられてゐるが、目下のところドイツ側が頗る慎重な態度で臨んでゐるため問題の爆發が避けられてゐると見られてゐるが、英佛等に於ては、頻りにチエバーレン援助が論議されて居り、事態は依然として緊張してゐる。

獨逸合併問題以來、フランスは頗る優勢となり、全線に亘つて總攻撃を開始し、各地に於て人民戰線軍を擊破しつゝあり、既にその占領地域は全スペインの四分の三に達し、バルセロナの人民戰線政府の運命は旦夕に迫りつゝありと報ぜられてゐる。従つて、英伊會議の成立によつて、スペインからイタリーの義勇軍が撤退するまでには、大體フランス軍の徹底的勝利が實現するに至るであらう。従つて英伊協定がスペイン問題に及ぼす影響は少ないと見られてゐる。

露光量違いにより重複撮影



- ◆ 豊島總督府糖業試驗所官制中改正ノ件
(三月二十五日公布)
(勅令第二百三十二號)
- 製糖法と無水酒精製造との聯絡試驗實施のため技師一人
及び技手一人を専員したものである。
- ◆ 山口縣德山ヲ要港ト爲シ其ノ境域ヲ定ムルノ件
(三月二十五日公布)
(勅令第二百三十三號)
- 山口縣德山を要港とし、その境域を定めたもので山口縣
德山市、同縣都濃郡福川町、富岡村、加見村、米川村、久米
村、花岡村及び久保村の各一部 同縣都濃郡富田町、下
松町、太華村、末武南村、大津島村並びに同縣防府市野
島はその境域内と定められ四月一日から施行せられた。
- ◆ 昭和十二年法律第七十九號船員法改正法律施行
(三月二十五日公布)
(勅令第二百三十四號)
- ◆ 船員法施行令(三月二十五日公布)
(勅令第二百三十五號)
- ◆ 海事諸法臺灣施行令中改正ノ件(三月二十五日公布)
(勅令第二百三十六號)
- 昭和十二年法律第七十九號船員法改正法律を昭和十三年
三月二十八日より施行し、これに伴つて船員法施行令を
制定し又船員法の改正、及び船員最低年齢法の廢止等に
伴つて海事諸法臺灣施行令に改正を加へたものである。
- ◆ 簡易生命保險法中改正法律(三月二十六日公布)
(法律第二百五號)
- 現行簡易生命保險の保險金最高制限額四百五十圓は現時

第十號 (四月二十日發行)	一く錢十價定>一 行發轉部級情閣內
國策のグラフ 寫眞週報 社	
▽ 櫻花のもと英靈氷へ眠る (靖國神 社)	
▽ 徐州方面、敵の鼓動を聞く 育鶴隊陳則民も麗す。	
▽ 遷信の回顧	
▽ 黒潮に鍛へる國防第二陣 (大成丸便乘撮影)	
▽ 守れ公徳	
▽ 見よ試練の日本 錫後の力	
▽ 紀元二千六百年奉祝準備進む	
▽ 海の彼方	

の社會經濟情勢に鑑み小額に失し國民生活安定を目的とする制度の機能を發揮し難いのでその最高額を七百圓に引上げたものであつて、その施行の期日は勅令を以て定められる。(週報第七十四號「簡易保險金額制限の引上」参照)

日本電氣株式會社製

ニテカ

ニテカ タイムレコード

國民精神總動員

上げよ能率
備へよニテカ

原價計算に
作業記録に
出退勤用に

型錄送呈

主要特徴
五分単位
自働時報式
割期的廉價

★
一分単位其の他
特別機構の御註
文にも應じます

本社
支店

東京市日本橋區通二丁目 大同ビル電話日本橋 4607・5034
大阪市西區土佐堀通一丁目 大同ビル電話土佐堀 7034・4343

日本電氣株式會社特定販賣所
ニテカ電氣時計販賣株式會社

◆農業總督府糖業試驗所官制中改正ノ件

卷之三十一

卷之三

中大學生會主委陳曉楓說，他當時在廣州大學讀書，當時廣州大學的學生會主委是林曉楓，林曉楓就是陳曉楓的哥哥。

自古以來，南人多好北游，北人多好南游，此固爲天性之使然也。

周易大傳

◆海事諸法彙編施行令中改正ノ件

前年八月，³³我到上海，³⁴在那裏住了一月，³⁵這時我已

◆簡易生命保険法中改正法律（昭和二年六月一日施行）

10

卷之三

九

卷之三

卷之二

會
k
二
七

式能よ。

氣血

上

國民精神總動員

卷之三

電路光里違いにより重複叢影

の社會經濟情勢に於く小額に失し、國民生活安定を目的とする相度の機能を發揮し難いのでその最高額を七百圓に引下してそのうちの二分の一の換行の期日は約款を以て定めらるる、通商銀行と日本銀行は金部制限の引上一
次第。

週

報

昭和十三年十月二十日第三種郵便認可
毎週一回水曜日發行

第七十九號

(本書の大きさは約規格A5判)

國策のづづ 写眞週報

内閣編輯部報情閣内

—次目要主號近最—

祖馬鐵尊護水 黒潮に鍛へる
国は道挺身隊日本 (九號)
振興隊だ (八號) (七號)

毎水曜日發行 (ヶ年四圓八十錢)

店賣各所賣報官國全
店料材眞寫・店賣驛・店聞新

賣版

十
セ
ン

所 达 申	價 定	週 報
各書店・驛賣店	内閣印刷局發行課 一部前金一圓四十錢 <small>一部外國郵便に依る地 一ヶ年分未満配達御希望の方は 申込み下さい。一部五錢の割合を以て前金を添へ御 送り下さい。</small>	昭和十三年四月二十日印刷發行 編輯者 内閣情報報 <small>東京市麹町區水田町 内閣機械大佐官舎内町 印刷局</small>